

月会費・保証金の改定について

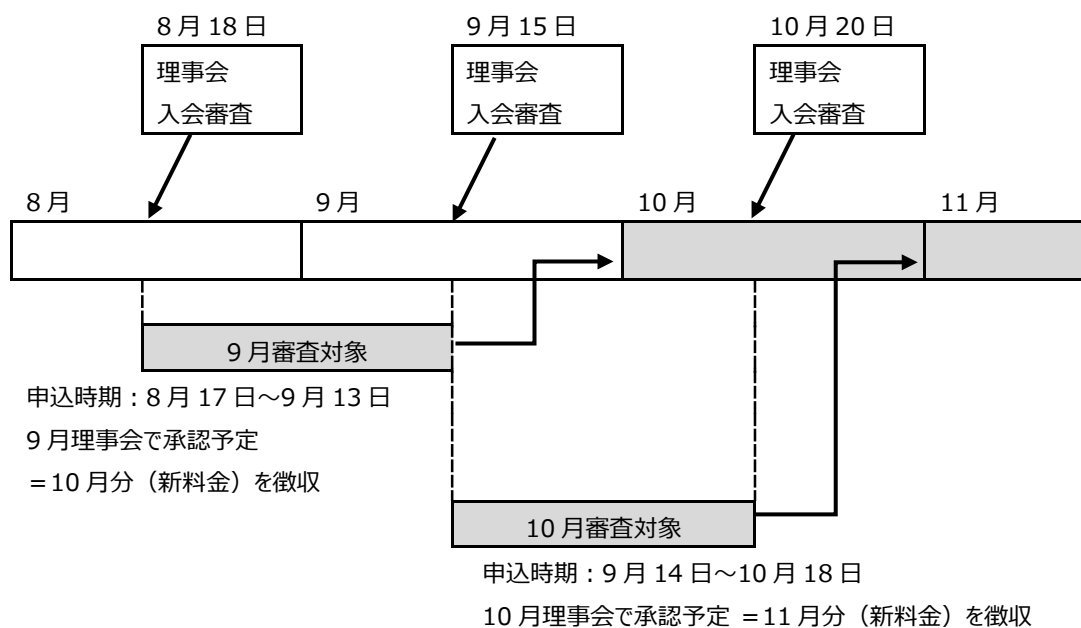
去る 6 月 27 日に行われました第 62 回 KL 日本人会年次総会において、2026 年 10 月分より以下の通り、月会費が改定されました。また、会則第 6 条（b）に則り、2026 年 7 月定例理事会において、保証金が改定されましたので、併せてお知らせいたします。（本改定は、マレーシア政府関係当局からの承認に時間を要する場合には延期の可能性があります。）

種類 (単位：RM)	入会金 (変更なし)	月会費		保証金 (単身・家族共)	
		単身	家族	現行	改定後
法人会員	1,000	360		－	－
登録名義人 (個人)	－	－	35	－	－
個人会員	200	85	120	550	650
賛助会員	200	85	120	550	650
訪問会員	100	85	120	－	－
学生会員	100	40	－	200	250

- ① 入会金と月会費には 8% の税 (SST) が加算されます。
- ② 既に保証金をお預かりさせていただいている場合、本改定による保証金の追徴はありません。
- ③ 会費を前払いされている方は、金額が今後の月会費分に不足することがありますので、ご注意ください。

【新規入会申込の場合】

8 月 17 日ご入会申請から、上記の新料金が適用されます。



以上